

愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて

1 趣旨

愛知県地域保健医療計画は、愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示すもので、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを目的とした計画であり、5 疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）、5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の医療連携体制の構築等について、記載されている。

医療法第 30 条の 6 の規定により、この医療計画は 3 年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされている。

2026 年度は 3 年目にあたることから、医療審議会において医療計画を見直し、必要事項の追加や時点修正、指標の追加などを行う必要があるため、5 事業等推進部会の審議項目に係る部分について、委員の皆様に意見を聴取する。

2 5 事業等推進部会における審議項目

- ・ 5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））
- ・ 在宅医療の確保に関すること
- ・ 保健医療従事者（医師を除く。）の確保に関すること

3 5 事業等推進部会で医療計画の中間見直しを審議する理由

愛知県地域保健医療計画は、最終的に愛知県医療審議会で答申するが、それに先立ち審議会の部会である医療体制部会で審議する。医療計画のうち上記 2 の審議項目に係る部分は 5 事業等推進部会で審議する必要があるため、今回委員の皆様に意見を聴取するものである。

【参考】

愛知県医療審議会運営要領

（部 会）

第 2 審議会に、医療法施行令第 5 条の 2 1 に定める部会として、医療法人許認可部会、医療体制部会及び 5 事業等推進部会を置く。

2 部会は原則として以下の事項について調査審議等を行う。

- (1) 医療法人許認可部会 医療法人に関すること
- (2) 医療体制部会 医療計画、医療費適正化計画、地域医療連携推進法人、特定労務管理対象機関及び医療措置協定に関すること
- (3) 5 事業等推進部会 5 事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む））及び在宅医療の確保に関すること並びに保健医療従事者（医師を除く。）の確保に関すること

4 今回の見直しのポイント

(1)	時点の修正
	計画期間6年間のうち3年ごとに中間見直しを実施することに伴う、各項目の時点修正。
(2)	他計画等との整合性の確保
	国が定める「医療提供体制の確保に関する基本方針」及び「医療計画作成指針」を踏まえつつ、介護保険事業（支援）計画等の他の計画との整合性を確保するほか、「在宅医療の体制構築に係る指針」の改正に伴い必要となる見直しを行う。
(3)	医療計画と政策的に関連が深い他の計画との一体的策定
	「人材確保支援計画」及び「愛知県薬剤師確保計画」を医療計画に統合する。 「人材確保支援計画」は第3部第6章「へき地保健医療対策」に、「愛知県薬剤師確保計画」は第3部第11章「保健医療従事者の確保対策」の「3 薬剤師」に記載する。

5 今後のスケジュール（案）

	医療審議会等	5事業等推進部会	各会議
2026年10月	医療体制部会 （試案検討）	5事業等推進部会 （第1回）	・救急医療協議会 ・災害医療協議会 ・へき地医療支援計画策定会議 ・周産期医療協議会 ・在宅医療推進協議会
11月	医療審議会 （原案の決定）		
2027年1月	市町村、関係団体へ 意見照会・ パブリックコメント	5事業等推進部会 （第2回）	・救急医療協議会 ・災害医療協議会 ・へき地医療支援計画策定会議 ・周産期医療協議会 ・在宅医療推進協議会
2月	医療体制部会 （修正案→最終案）		
3月	医療審議会（答申）		